

長寿医療(後期高齢者医療)制度

保険料の仮徴収のお知らせ

長寿医療制度の保険料は、座振替へ変更することができ、毎年7月に市民税の所得内容を基に決定します。そのため、特別徴収から口座振替による納付への変更をご希望の場合は、保険証を持参の上、特別徴収(年金からの天引き)で納付されている方の4月・6月・8月の保険料は、仮徴収として2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただくこととなります。

4月支給分の年金から新たに特別徴収となる方には、「特別徴収開始通知書兼仮徴収額決定通知書」を送付します。

21年度の長寿医療保険料の通知は、7月中旬に送付します。

子医療証を送付します

所得超過の方と「ひとり親家庭等医療証」をお持ちの世帯を除きます

現在、長寿医療保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納付している方は、申し出により特別徴収を中止し、口座振替へ変更できます

現在、長寿医療保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納付している方は、申し出により特別徴収を中止し、口座振替へ変更できます

現在、長寿医療保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納付している方は、申し出により特別徴収を中止し、口座振替へ変更できます

募集



介護福祉課認定調査員(嘱託員)

介護保険に係る介護認定調査などを行う嘱託員を募集します。

【応募資格】介護支援専門員の資格を有する25歳～60歳未満

詳しくは同課介護サービス係(内線2554)へ。

療養料として新規に口座振替の手続きをされる方は、振替口座の通帳と届け印もご持参ください。

3月中に手続きしていただきます。6月の特別徴収から中止になります。

詳しくは同課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

国民健康保険

70歳～74歳で一部負担金割合が「1割」の方へ新しい保険者証兼高年齢受給者証を発送します

医療制度改革により、医療機関等での窓口負担が4月から2割負担に引き上げられる予定でしたが、この見直しを凍結され、4月～22年3月の1年間についても1割負担に等医療費助成の医療証をお持ちの場合は、お子さんにも適用になります。子育て支援課(市役所2階)で申請してください。

また、お子さんに障害(身体障害者手帳1・2級、内部障害は3級まで。または愛の手帳1度・2度)がある方は、(心身障害者医療費助成)を受けることができる場合があります。障害福祉課(市役所1階)で申請してください。

各制度について認定された方は、所得や住民税の課税状況により医療機関での自己負担額が1割もしくは「0」になります。

詳しくは⑦と⑧が子育て支援課助成係 ☎470・7736、⑨が障害福祉課管理係 ☎470・7747へ。

は9月30日に設定しています。更新による被保険者証の有効期限は世帯の状況により異なる場合があります。有効期限が9月30日以前に設定されている方には、有効期限の到達に合わせて新しい保険証を順次送付します。

高年齢受給者証の一部負担金割合は毎年8月に前年中の所得により判定されますが、この判定で一部負担金割合が変更となる方は、変更した保険証を7月末までに送付する予定です。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

注意

いずれの制度も申請がない場合は受給できません。

なお、4月中に申請をした場合の資格取得日は4月1日になります。5月以降に申請する場合は、申請月の1日からとなります。



納税にご協力ください

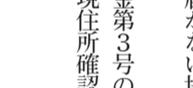
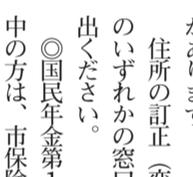
3月25日(水)は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

「ねんきん特別便」が届いていない場合は

19年12月～20年10月にかけて、社会保険庁から、すべての年金受給者と加入者に「ねんきん特別便」が送られています。「ねんきん特別便」を受け取っていない場合は、社会保険庁に現住所が正しく登録されていないと、4月からすべて扶養されている配偶者の方には、配偶者の勤務先へ年金を受給されている方は武蔵野社会保険事務所 ☎0422・561411、市保険年金課 ☎470・7732へ。

また、国民年金第3号の方で本人確認と現住所確認ができる場合、直接武蔵野社会保険事務所でも住所変更ができるようになります。

詳しくはねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570・058・555、または武蔵野社会保険事務所 ☎0422・561411、市保険年金課 ☎470・7732へ。



《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場	
法律相談	1日・8日 15日・22日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	3月26日(木) 4月9日(木)	
登記相談	1日(水)午後1時から	司法書士	3月27日(金)	市役所2階相談室 午前8時半から 生活文化課 ☎470・7777(代)	
表示登記相談	1日(水)午後1時から	土地家屋調査士	3月27日(金)		
税務相談	8日(水)午後1時から	税理士	4月3日(金)		
人権の上相談	15日(水)午後1時から	人権擁護委員	4月7日(火)		
不動産相談	15日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	4月10日(金)		
交通事故相談	22日(水)午後1時から	弁護士	4月16日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	8日(水)午前10時から	行政書士	4月2日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	22日(水)午前10時から	社会保険労務士	4月17日(金)		
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩み相談	6日・13日 20日・27日	いずれも月曜日 午後1時半～4時半	女性カウンセラー		3月16日(月) 4月6日(月)
女性弁護士による法律相談	3日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	3月19日(木)	☎472・0061	
耐震相談	8日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば	
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時 ※電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736		

4月のお気軽に無料相談

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	8日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階114相談室
身体障害者相談	10日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	9日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。